

大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議 設置要綱

(目的)

第1条 大阪府新型コロナウイルス対策本部設置要綱第5条に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第7条第3項、第31条の6第4項及び第45条第4項に定める事項についての意見その他、新型コロナウイルス感染症に対する適切なアドバイスを実施するため、大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議（以下、「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、または助言する。

- (1) 法第7条第3項、第31条の6第4項及び第45条第4項に規定する事項
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対策にかかる医学的な見地からの助言
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者の医療機関での受け入れに関する助言
- (4) その他、新型コロナウイルス感染症に関連する事項

(組織)

第3条 専門家会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要に応じてその他の関係者の出席を求めることができる。

(専門家会議の庶務)

第4条 専門家会議の庶務は、健康医療部保健医療室感染症対策企画課が行う。

(謝礼金等)

第5条 専門家会議における構成員等の謝礼金等の額は、日額九千八百円とする。なお、専門家会議の構成員が、第2条に規定する助言を文書により行う場合も、同額を上限として支払うものとする。

2 構成員等のうち公の経済（国、地方公共団体等）に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第6条 構成員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にあるもの以外の者の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、所在地の市町村から起算する。

3 前2項の規定に関わらず、構成員等のうち府に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、令和2年3月12日から施行する。

この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

この要綱は、令和3年2月13日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

(別紙)

座長 朝野 和典 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所理事長

副座長 掛屋 弘 大阪公立大学大学院医学研究科臨床感染制御学教授

構成員 木野 昌也 一般社団法人大阪府病院協会 会長
忽那 賢志 大阪大学大学院医学系研究科 教授
茂松 茂人 一般社団法人大阪府医師会 会長
白野 倫徳 大阪市立総合医療センター 感染症内科部長
倭 正也 りんくう総合医療センター 感染症センター長

(オブザーバー)

砂川 富正 国立感染症研究所実地疫学研究センター長
中野 貴志 大阪大学核物理研究センター 教授